

## 公認心理師の倫理規程に関する整備状況の課題と提言

Issues and Proposals Regarding the Status of Ethical Regulations for Certified  
Psychologists

坂原 明

Keywords: 公認心理師、倫理規程、職能団体

### 1. はじめに

#### 1) 専門的職業と倫理規程の関係

近年、心理学の知見に基づいて対人援助を行う心理職へのニーズが、社会の様々な領域で高まっている。そして、このような社会のニーズに呼応するかのようになり心理職として初の国家資格である「公認心理師」が誕生した。公認心理師は「公認心理師法」(2015年9月成立、公布)<sup>(1)</sup>により、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって働く者と定義されている。この公認心理師法の成立は、国が心理職を専門的職業(以下、専門職)として公に認めたものと言えるが、このような専門職には、Table 1 に示すような特徴があると考えられている<sup>(2)</sup>。

Table 1

専門的職業の特徴 (Sinclair, Simon, & Pettifor, 1996)

- 
- ・ 成員は、それぞれが、あるいは集団として、一般社会の人々にサービスを提供する
  - ・ 成員は、長期に及ぶ困難な教育、実地訓練、そして教育の継続を必要とする一般的かつ体系的な高い水準の知識や技術を有している
  - ・ 成員は、倫理規程を作成・普及し、この規程に従って活動する
  - ・ 成員は、(a)入会要件を規制し、(b)新規参入者を訓練し、(c)彼らを共同体の態度・価値観・実際の慣習になじませ、(d)成員の職業上の活動を規制・監査し、(e)知識と技術を発展させる
  - ・ 成員は、自らの共同体内部および外の社会の双方に対して、その活動を細かく説明でき、また調査の対象となることをためらわない
- 

これらの特徴にあるように専門職は、専門職である成員によって構成される団体（職能団体）を設立し、自身の業務の規範となる倫理規程（Ethics Code）を制定する。職能団体が倫理規程を制定する意義について Bersoff (1995)は、“専門職およびそう呼ばれたいと望む職業の共通特性は、倫理規程の制定と普及にある。この倫理規程は、一般の人々へのサービス、サービスを受ける人々の福祉への配慮、といった基本的価値観へ専心することを強調し、規程を遵守する者の良質性を周知させるものである”と述べている<sup>(3)</sup>。

倫理規程は、業務上の行為やその結果についての倫理的判断が必要となる場合の基準になるものであり、専門職にとって、それは有用なものと言える。また、倫理観と職業能力には、経験的に高い相関が見出されており<sup>(4)</sup>、専門職として成長するためにも職能団体が業務の拠り所となる倫理規程を制定することは意味があると考えられる。

ところで、「倫理」(ethics)とは、中国の古典に見られる言葉であるが、「倫」は「仲間（人間関係）」、「理」は「道筋（行為のあり方）」を表しており、倫理とはすなわち「人間の行いの良し悪しの基準」と言える。そして、倫理規程とはそのような基準をまとめたものであり、その意義は、当該の職能団体の成員である専門家間で共有される目標や価値観に関する公的誓約と言える<sup>(5)</sup>。このようなことから、医療者、法律家、科学研究者などによって形成される多くの職能団体では、その集団自らが倫理規程を定めている。また、倫理規程は、それを遵守することによって業務の対象となる人々を守るとともに専門職自身を守る役割も担っている。

後に述べるように、新しく誕生した公認心理師という専門職にも職能団体の設立の動きが出ているが、そのような団体が社会に認められていくためには、上に述べたような倫理規程の整備も必要になってくると考えられる。本稿では、この公認心理師の倫理面に関する現状の概観を通してその課題を抽出するとともに、公認心理師の倫理規程に関する考え方を示すことを目的とする。

## 2) 心理職における倫理規程制定の略史

心理職（サイコロジスト）の公的な資格制度が半世紀前から設けられているアメリカでは、早くから心理職の職能団体において倫理規程が制定されている。アメリカの心理学分野の職能団体として代表的な学会であるアメリカ心理学会（American Psychological Association、以下 APA と略す）では、1953年に最初の倫理規程「サイコロジストのための倫理基準(Ethical Standards of Psychologists)」<sup>(6)</sup>を出版し、その後も改訂を続けている（Table 2）。APAでは、規程を改訂する際の基準を設けた上で、社会の変化や技術の発達、サイコロジストの実務や研究における慣習の変化等に合わせて改訂を行っている。

Table 2

### アメリカ心理学会の倫理規程の作成と改訂作業の概括

年	内 容
1938	”学問および職業上の倫理に関する委員会(Committee on scientific and professional ethics, CSPE)”の設立
1947	”サイコロジストのための倫理基準に関する委員会(Committee on ethical standards for psychologists, CESP)”の設置
1951	CSPEが”学問および職業上の倫理と行為に関する委員会(Committee on scientific and professional ethics and conduct, CSPEC)”に名称変更
1953	最初の倫理規定である”サイコロジストのための倫理基準(Ethical standards of psychologists)”の出版
1955	最初の倫理規定の改訂のために新たなCESPを設置
1959	”サイコロジストのための倫理基準”の改訂版の出版
1963	”サイコロジストのための倫理基準”の改訂版の出版
1968	”サイコロジストのための倫理基準”の改訂版の出版
1973	”人間”の参加者を使用した研究行為における倫理綱領(Ethical principles in the conduct of research with human participants)”の出版
1977	”サイコロジストのための倫理基準”の改訂版の出版
1979	”サイコロジストのための倫理基準”の改訂版の出版
1981	”サイコロジストのための倫理綱領(Ethical principles of psychologists)”の出版：第10綱領として”動物の管理と使用(Care and use of animals)”を追加
1990	”サイコロジストのための倫理綱領”の改訂版の出版
1992	”サイコロジストのための倫理綱領および行動規範(Ethical principles of psychologists and code of conduct)”の出版
2002	”サイコロジストのための倫理綱領および行動規範”の改訂版の出版
2010	”サイコロジストのための倫理綱領および行動規範”の部分的修正
2016	”サイコロジストのための倫理綱領および行動規範”の部分的修正

そして、APAの度重なる倫理規程の改訂の中でも、その内容が大きく変更されたのは、1992年に改訂された「サイコロジストのための倫理綱領および行動規範(Ethical Principles of

Psychologists and Code of Conduct)」<sup>(7)</sup>である。この1992年の改訂では、倫理規程を“倫理綱領”と“行動規範（倫理基準）”に分けた改訂が行われている。倫理綱領と倫理基準の相違は、Table 3のように表すことができる。Table 3に示すように、一口に倫理といっても時代が変わっても内容を変更する必要性が少ない普遍的なものと時代の変化に則して変更が必要なものがある。倫理綱領は前者にあたり、倫理基準（行動規範）は後者にあたる。

Table 3  
倫理綱領と倫理基準の相違

	含まれる内容	時代の変化への対応	条文の特徴
倫理綱領	専門職としての理想や価値観、社会からの期待	あまり必要とされない	普遍的 (一般的)
倫理基準 (行動規範)	研究や実践活動において推奨される行為または回避すべき行為	必要とされる	具体的

一方、日本においては、1927年に創立され、心理学分野の総合学会として最も歴史のある公益社団法人日本心理学会が、1991年に「倫理綱領」<sup>(8)</sup>を定め、その内容の具体的な行動指針である「倫理規程」<sup>(9)</sup>を2009年に制定している。その他の心理学分野の学会においても2000年以降、倫理規程の整備が進んでいる。特に心理学的知見に基づいて対人援助を実践する心理臨床系の学会ではその整備が進んでおり、日本学術会議協力学術研究団体に指定されている48の心理臨床系（一部の医学系を含む）の学会（協会）<sup>1</sup>のうち、29の学会<sup>2</sup>において倫理に関する何らかの規程が設けられている。しかし、これら29の学会の規程では、倫理綱領は制定されてはいるが実践的な対人援助場面において参考となる倫理基準が制定されていない学会や倫理規程と称していても、その中身は倫理委員会の運営規程であるなど、実際の運用には不十分な点が見取れ、今後の改訂が望まれる。

## 2. 公認心理師の倫理に関する考察

### 1) 公認心理師の法的義務及び倫理

冒頭に述べたように、公認心理師は、法律（公認心理師法）によって定められた資格である。イエリネック（G. Jellinek）は、「法は倫理の最低限である」<sup>(10)</sup>と述べたが、国が定める法律と職能団体が定める倫理規程（倫理綱領、倫理基準）との関係は、Fig. 1のように表すことができる。倫理規程はその全体としては、「為すべきことと為してはならないこと（dos and don'ts）」

を定めたものであるが、その中で倫理綱領は「為すべきこと」、倫理基準は「為すべきことと為してはならないこと」、法律は「為すべきことと為してはならないことの中で法的に規制される行為」について定めていると考えられる。また、この法律で規制される行為の中には、それに違反すると刑罰を科せられるものもある。

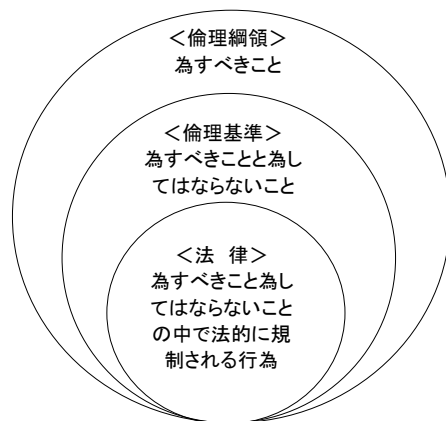


Fig. 1 倫理綱領と倫理基準および法律の関係

公認心理師の法的義務については、公認心理師法の「第 4 章 義務等」に以下のように定められている。

①信用失墜行為の禁止

第 40 条 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

②秘密保持義務

第 41 条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

③連携等

第 42 条 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

④資質向上の責務

第 43 条 公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に対応するため、第 2 条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

⑤名称の使用制限

第 44 条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。

2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない。(以下、略)

これら 5 つの条文の内容は、いずれも倫理的に遵守することが望まれる行為と言えるが、これらのうち第 41 条の“秘密保持義務”と第 44 条の“名称の使用制限”に違反した場合は、罰則が定められている。第 41 条に違反した場合の罰則は、同法第 46 条に「第 41 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。」と定められている。この「1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」という罰則は、公認心理師と同様にその業務に相談活動が含まれる“精神保健福祉士”や“社会福祉士・介護福祉士”の秘密保持義務違反の罰則と同じである。国家資格として定められているほとんどの職業では、法令において秘密を守る義務が明文化されているが、公認心理師の主要な活動分野の一つである医療現場の専門職である医師や助産師等の“秘密保持義務（守秘義務）”は、刑法第 134 条（秘密漏示罪）において定められている。この 134 条に違反した場合の罰則は、「6 カ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金」と定められており、この 134 条の罰則に比べて、公認心理師の秘密保持義務の罰則は重く定められている。また、名称独占について規定された第 44 条に違反した場合は、「30 万円以下の罰金に処する」と公認心理師法第 49 条に定められている。

このように公認心理師法では、遵守すべき最低限の倫理的内容が法的に定められている。しかし、今後、公認心理師が様々な分野で業務を行っていく中では、法的な縛りは受けなくとも、個人がもっている個人倫理 (personal ethics) や職業倫理 (professional ethics)、そして帰属する組織から求められる組織倫理 (organizational ethics) などの間で難しい倫理的判断が迫られることも予想される。それでは、公認心理師は、そのような倫理的判断が必要とされる場面においてその拠り所となる倫理観や倫理基準をどのようにして身につけていくことが可能であろうか。現状において、それらを身につけるには、第 1 に、公認心理師の教育課程における倫理の学習、第 2 には、公認心理師資格を取得した後に各々が所属する公認心理師の職能団体の定める倫理規程、そして、第 3 には、公認心理師が勤務する機関などにおいて学んでいく倫理が考えられる。

## 2) 公認心理師の教育課程における倫理教育

公認心理師の資格試験を受験するための経路は複数あるが、そのメインルートは、心理学に関する 4 年間の学部教育とそれに続く 2 年間の大学院教育である。公認心理師試験の受験資格を取得するために大学および大学院において修得が必要な科目 (カリキュラム) は、「公認心理師法施行規則」<sup>(11)</sup>に定められている。この施行規則では、公認心理師試験を受験するために修得が必

要な必修科目として、学部では 25 科目、大学院では 10 科目が定められている。なお、学部カリキュラムにおいて倫理に関する内容は、「公認心理師の職責」という科目に含む内容として「②公認心理師の法的義務及び倫理」が示されている (Table 4)。「公認心理師の職責」の単位数は定められていないが、このカリキュラムの検討と作成を行った「公認心理師カリキュラム等検討会」は、その報告書 (『公認心理師カリキュラム等検討会報告書』)<sup>(12)</sup> において講義科目は、1 科目につき 2 単位を想定している。講義科目は、通常 2 単位で 15 回の授業が組まれるが、Table 4 の 8 つの内容を 15 回の講義で行った場合、「②公認心理師の法的義務及び倫理」には、2 回程度の講義回数が充てられると考えられる。一方、大学院においては実習科目である「心理実践実習」において、「公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」について実習施設の指導者から指導を受けるよう同報告書に記されている。

Table 4

学部の教育課程における必修科目「公認心理師の職責」に含まれる事項

- 
- ①公認心理師の役割
  - ②公認心理師の法的義務及び倫理
  - ③心理に関する支援を要する者等の安全の確保
  - ④情報の適切な取扱い
  - ⑤保健医療，福祉，教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務
  - ⑥自己課題発見・解決能力
  - ⑦生涯学習への準備
  - ⑧多職種連携及び地域連携
- 

ところで国家試験となっている資格試験 (医師国家試験、看護師国家試験等) では、一般にその試験の出題基準が公表されている。出題基準は、国家試験の範囲とレベルを項目によって整理したものであり、試験委員が出題に際して準拠する基準である。公認心理師試験においても他の国家試験と同様に試験基準が示されており、その中に倫理について若干の説明 (キーワード) を見ることができる (Table 5)。

Table 5

公認心理師試験出題基準 平成 31 年版 (抜粋)

大項目	中項目	小項目 (キーワードの例)
1 公認心理師としての職責の自覚	(2) 公認心理師の法的義務及び倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、関係者等との連携等、資質向上の責務</li> <li>・ 倫理的ジレンマ</li> <li>・ 多重関係</li> </ul>

公認心理師の国家試験の出題基準は、公認心理師試験の指定試験機関である一般財団法人日本心理研修センターがそれを公表している<sup>(13)</sup>。この出題基準は、大・中・小項目から構成され、(1) 大項目は、「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」の記載の到達目標の項目、(2) 中項目は、同様に、「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」の記載の到達目標の下位項目、そして、小項目には、中項目の内容に属する概念及び用語の例が記載されている。この出題基準についての説明では、それが「大学及び大学院の教育内容すべてを網羅するものではなく、また、これらの教育の在り方を拘束するものでもない。」との記載はあるものの、「公認心理師試験委員会は、公認心理師試験の妥当な内容、範囲及び適切なレベルを確保するため、この基準に拠って出題する。」と説明されている。このことから大学・大学院の公認心理師教育においては、少なくともこれらの出題基準に沿った教育が進められて行くと思われる。しかし、Table 5 にも見られるように小項目の内容は、少数のキーワードの例示に過ぎない。一方、専門職に必要とされる倫理の内容は、綱領のような一般的なものから研究や実践活動の具体的な倫理基準を含むものまで広範囲に亘っている。実際の公認心理師の教育を行う大学・大学院は、そのような点も視野にいたした倫理教育が必要になると考える。例えば、大学院においては、必修科目である「心理実践実習」は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち医療を含む3分野で実習を行うことが定められているが、このように異なる分野の実習に出る際には、その事前指導において、分野ごとに具体的な倫理基準に関する学習が必要になるとと思われる。

### 3) 公認心理師の職能団体の倫理規程の現状について

一般に専門職は、地域または全国的な職能団体に所属し、それらの団体の倫理基準に基づきながら仕事を行っていくが、公認心理師においても同様のことが想定される。現在、公認心理師の職能団体には、大別して二つのタイプがある。一つは、公認心理師の職能団体として新しく設立された団体であり、今一つは、既存の心理職の職能団体が、公認心理師の資格取得者を受け入れる形をとった団体である。

第一の公認心理師の職能団体として設立された全国的な職能団体としては、「一般社団法人公認心理師の会」と「一般社団法人日本公認心理師協会」がある。前者は、2018年11月に設立され、2019年月4月に一般社団法人化されている。この会の定款では、「この法人は公認心理師のスキルアップとキャリアアップを支援することを目的とする。」となっており、研修会や出版などを通じて会員のスキルアップをめざすと謳っている。しかし、2019年9月30日現在、会の倫理規程は公表されていない。後者は、2014年12月に設立され、この協会の定款では「この法人は、人々の心の健康に関する諸課題に対応するため、全国の公認心理師の連携を促進し、その英知を結集し、もって人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。」となっている。こちらも公認心理師の会と同様に会員等への教育研修を行うことを謳っているが、協会の倫理規程



は公表されていない。これら二つの団体は、現時点では、研修などを通じて会員のスキルアップを行うことを主眼としているように見えるが、職能団体である以上、倫理規程が整備されることが望まれる。

既存の心理職の職能団体が、公認心理師の資格取得者を受け入れる形をとっている団体には、心理職としての歴史と実績がある臨床心理士が設立した都道府県の臨床心理士会がある。このように臨床心理士（民間資格）の職能団体が、公認心理師（国家資格）の入会を認めた理由は、臨床心理士の多くが公認心理師資格を取得したためであると会のホームページで説明されている<sup>3</sup>。そして、2019年9月30日現在、47都道府県に1団体ずつある臨床心理士会のうち、その名称を「公認心理師会」または「臨床心理士と公認心理師を併記する形」に変更を行ったのは20団体<sup>4</sup>に上る（石川県臨床心理士会のみ名称変更せずに公認心理師の入会を認めている）。しかし、名称変更を行った20団体の内、臨床心理士と公認心理師を対象とした倫理規程または倫理綱領を定めているのは4団体（(社)千葉県公認心理師協会、(社)東京公認心理師協会、富山県公認心理師協会、(社)沖縄県公認心理師協会）に過ぎず、専門的臨床心理業務に従事する際の具体的な指針となる「倫理ガイドライン」まで定めているのは、(社)東京公認心理師協会の1団体のみであった。ここにあげた20の団体は、いずれも最近になって公認心理師の受け入れを表明しており、今後、倫理規程についても整備が進むものと考えられるが、現状を見る限り公認心理師の受け入れを表明している多くの団体において倫理面について職能団体としての要件を満たしているとは言い難い。

#### 4) 公認心理師が勤務する機関で学んでいく倫理

公認心理師は、医療保健機関、社会福祉施設、教育施設、司法施設などで業務することが想定されているが、公認心理師は、まず自分が働く機関の倫理（職業倫理、組織倫理等）について学習し、理解することが円滑な業務遂行のためにも重要である。また、今日これらの機関では、他の専門職との協働が一般的となっているが、そこではそれぞれの専門職が自己の倫理観に立って業務を行っている。そのような中では、互いの倫理観の衝突から倫理的ジレンマが生じることもあるため、各々の専門職は他の専門職の倫理観に配慮した協働が望まれている。公認心理師も、倫理的な問題についてのスーパービジョンを受けたり、ケース会議に参加するなどして自己の倫理観を高めるとともに他職種との倫理についても積極的に学んでいく姿勢が望まれよう。

### 3. 公認心理師の倫理規程項目試案

上に述べたような現状から、公認心理師がその倫理観や倫理基準を身につけて行くためには、

大学・大学院における教育内容の充実および公認心理師が専門職として所属する職能団体の倫理規程を制定することが急務であると考え。以下、公開されている諸学会の倫理規程（APA, 日本心理学会、日本心理臨床学会等）を参考にして、公認心理師の倫理規程に最低限含めることが望ましいと考える項目の試案を示す（Table 6）。

Table 6  
公認心理師の倫理規程項目試案

---

1. 倫理綱領	
1.1 公認心理師の目的と責務（第1条）	
1.2 人権と尊厳の尊重	
1.3 生命倫理	
1.4 公共性	
1.5 資質向上の責務（第43条）	
2. 倫理基準	
2.1 倫理基準の原則	2.3 研究上の倫理
2.1.1 信用失墜行為の禁止（第40条）	2.3.1 臨床研究
2.1.2 秘密保持義務（第41条）	2.3.2 調査研究
2.1.3 インフォームド・コンセント	2.3.3 フィールド研究
2.1.4 ハラスメントの防止	2.3.4 実験研究
2.1.5 多重関係の禁止	2.3.5 発表
2.1.6 文化的配慮	
2.1.7 記録の保管	
2.1.8 社会的発言	
2.2 業務上の倫理	2.4 教育・トレーニング上の倫理
2.2.1 アセスメント（第2条第1号）	2.4.1 教育及び情報の提供（第2条第4号）
2.2.2 援助・介入技法（第2条第2,3号）	2.4.2 スーパービジョン
2.2.3 他職種との連携（第42条第1項）	
3. 倫理問題の解決	
3.1 倫理委員会の設置	
3.2 倫理委員会の役割	

---

※項目に付記している条文番号は、当該項目の内容に対応する公認心理師法の条文番号である。

なお、Table 6 の試案は、職能団体の成員として公認心理師のみを想定し、以下のような考え方に基づいている。

①公認心理師法に定められている内容を含める。

上に見たように、公認心理師法には、公認心理師に求められる倫理的義務が定められており、公認心理師は業務を遂行する上でそれらを遵守することが法的に定められている。また、同法に違反した場合は、刑罰を科せられる場合もあり、公認心理師はこれらの法を常に意識しながら業務を遂行することが肝要である。なお、Table 6 の項目に付記している条文番号は、当該項目の内容に対応する公認心理師法の条文番号である。

## ②「倫理綱領」と「倫理基準」とを書き分ける。

心理職の職能団体に限らず、現在、設立されている多くの職能団体の倫理規程には、当該の専門職が理想とする倫理観と現実場面の倫理（行動規範）が混在して記載されている規程が散見される。APA の倫理規程に見られるように倫理規程には、頻繁な改訂を要さない原則的な倫理の内容を記した「倫理綱領」と社会の変化などによって改訂が必要となる「倫理基準（行動規範）」に書き分ける記載方法が、それを参照する者にとっては利便性が良い。この考え方から、この試案においても、倫理綱領の部分は、公認心理師（専門職）としての理想と対象者の最善の利益を追求するいわゆる「努力倫理（aspirational ethics）」に相当する項目を挙げ、倫理基準には公認心理師として遵守すべき「命令倫理（mandatory ethics）」（為すべきことと為してはならないこと）を含む具体的な行動の指針となる項目を挙げている。

公認心理師の倫理綱領に記載することが望ましい項目としては、対人援助専門職という業務内容から考えて、「1.1 公認心理師の目的と責務」「1.2 人権と尊厳の尊重」「1.3 生命倫理」「1.4 公共性」「1.5 資質向上の責務」を挙げている。また、現実場面において倫理的判断の拠り所となる倫理基準には、「2.1 倫理基準の原則」「2.2 業務上の倫理」「2.3 研究上の倫理」「2.4 教育・トレーニング上の倫理」を挙げている。この「2.1 倫理基準の原則」は、他の3つ倫理（「2.2 業務上の倫理」「2.3 研究上の倫理」「2.4 教育・トレーニング上の倫理」）に共通する倫理である。そして、倫理問題が生じた際の対応を記載するものとして「3. 倫理問題の解決」を加えている。

## ③倫理基準に記載する具体的な行為と法令等との関係を明確にする。

公認心理師の業務に対しては、これまでの心理職にはなかった法的な義務が課せられている。倫理基準には、この点を明確に記載することが適切と考える。例えば、“秘密保持義務”については、“秘密保持義務”を遵守する意味とそれが問われる具体的な場面などについて説明するとともに公認心理師法第46条の罰則についても付記することが望ましい。また、「2.3 研究の倫理」については、国の方針（「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」<sup>(14)</sup>）なども参考にして制定することが望ましい。

## 4. まとめ

公認心理師という資格が、今後、社会に認められていくためには、個々の公認心理師が倫理綱領に示される高い倫理観を持つとともに具体的・実践的な倫理基準を拠り所として最善の倫理的な判断を行いながら「要心理支援者」に関わっていくことが求められる。しかし、本稿で見たように公認心理師の所属が想定される職能団体の中には倫理規程が備わっていない団体も多く、公認心理師が業務の上で倫理判断が迫られた場合に支障が出かねない現状がある。公認心理師の職

業倫理を確立していくためには、職能団体の倫理規程の整備は急務であると考える。

## 【引用文献】

(1) 厚生労働省 (2015) . 『公認心理師法』 .

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html> (2019年4月1日取得)

(2) Sinclair, C., Simon, N. P., & Pettifor, J. (1996) . “The history of ethical codes and licensure” . In L. J. Bass et al. (Eds.), *Professional conduct and discipline in psychology*. Washington, DC: *American Psychological Association and Association of State and Provincial Psychology Boards*. Pp. 1-15.

(3) Bersoff, D. N. (Ed.) (1995) . *Ethical conflicts in psychology*. Washington, DC. American Psychological Association.

(4) Sperry, L. (2007). *The Ethical and Professional Practice of Counseling and Psychotherapy 1st Edition*. Boston: Pearson Education.

(5) Sinclair, C., Poizner, S., Gilmour-Barrett, K., & Randall, D. (1987). “The development of a code of ethics for Canadian psychologists” . *Canadian Psychology*, 28, 1-8.

(6) American Psychological Association. (1953). *Ethical standards of psychologists*. Washington, DC: Author.

(7) American Psychological Association. (1992). *Ethical principles of psychologists and code of conduct*. *American Psychologist*, 47, 1597-1611.

(8) 公益社団法人日本心理学会 (1991) 『公益社団法人日本心理学会倫理綱領』 .

<https://psych.or.jp/about/#rinri> (2019年11月16日取得)

(9) 公益社団法人日本心理学会 (2009) 『公益社団法人日本心理学会倫理規程』 .

[https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2017/09/rinri\\_kitei.pdf](https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2017/09/rinri_kitei.pdf) (2019年11月16日取得)

(10) G. Jellinek (1936). 『法・不法及び刑罰の社会倫理的意義』 (大森英太郎訳), 岩波文庫.

(11) 文部科学省・厚生労働省 (2017) . 『公認心理師法施行規則』 .

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=429M60000180003\\_20170915\\_0000000000000000&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=429M60000180003_20170915_0000000000000000&openerCode=1) (2019年3月10日取得)

(12) 公認心理師カリキュラム等検討会 (2017) . 『公認心理師カリキュラム等検討会報告書』 .

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000169346.pdf> (2019年8月31日取得)

(13) 一般財団法人日本心理研修センター(2019). 『公認心理師試験出題基準 平成31年版』 .

[http://shinri-kenshu.jp/topics/20190320\\_1235.html](http://shinri-kenshu.jp/topics/20190320_1235.html) (2019年4月1日取得)

(14) 文部科学省 (2014). 『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』.

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf) (2019年4月1日取得)

### (注釈)

<sup>1</sup> 心理臨床的対人援助を行う“臨床心理士”資格を認定している公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が承認している臨床心理士教育・研修委員会規程別項第2条(3)「本協会が認める関連学会での諸活動への参加」として、研修ポイントを取得することができる日本学術会議協力学術研究団体(日本心理学会を除く)。

<sup>2</sup> 日本LD学会、日本カウンセリング学会、日本学生相談学会、日本家族研究・家族療法学会、日本家族心理学会、日本交流分析学会、日本催眠医学心理学会、日本産業カウンセリング学会、日本児童青年精神医学会、日本心身医学会、日本心理臨床学会、日本ストレス学会、日本精神分析学会、日本生理心理学会、日本特殊教育学会、日本内観学会、日本認知・行動療法学会、日本箱庭療法学会、日本発達障害学会、日本発達心理学会、日本犯罪学会、日本犯罪心理学会、日本ブリーフサイコセラピー学会、日本森田療法学会、日本遊戯療法学会、日本リハビリテーション心理学会、日本臨床動作学会、日本ロールシャッハ学会、産業・組織心理学会(2019年9月30日現在)。

<sup>3</sup> (社)東京公認心理師協会、埼玉県公認心理師協会、山口県公認心理師協会他。

<sup>4</sup> 青森県公認心理師・臨床心理士協会、秋田県公認心理師・臨床心理士協会、茨城県公認心理師協会、栃木県公認心理師協会、群馬県公認心理師協会、埼玉県公認心理師協会、(社)千葉県公認心理師協会、(社)東京公認心理師協会、長野県公認心理師・臨床心理士協会、富山県公認心理師協会、福井県公認心理師・臨床心理士協会、静岡県公認心理師協会、島根県臨床心理士・公認心理師協会、岡山県公認心理師・臨床心理士協会、山口県公認心理師協会、兵庫県臨床心理士会、(社)佐賀県公認心理師協会、(社)大分県公認心理師協会、宮崎県公認心理師・臨床心理士会、(社)沖縄県公認心理師協会(2019年9月30日現在)。